

空幕装第124号例規
令和3年6月18日

補給本部長 殿

航空幕僚長
(公印省略)

補給処調達の前金払又は概算払の手続について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので、これにより実施されたい。

なお、補給処調達の前金払又は概算払の手続について（通達）（空幕調達第216号60.5.10）（航空自衛隊報第546号掲載）は、廃止する。

添付書類：別紙「補給処調達の前金払又は概算払の手続に関する実施要領」

配布区分：503、第2補給処十条支処長

分類番号：E-10-124

作成年度：2021年度

保存期間：10年

枚数：5枚

保存期間満了時期：2032.3.31

開示判断：開示

補給処調達の前金払又は概算払の手続に関する実施要領

1 趣旨

この要領は、防衛省における前金払等の実施に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第24号。以下「訓令」という。）第16条第1項の規定に基づき、補給処調達における装備品等及び役務の調達に係る前金払及び概算払の実施に関し、必要な事務手続を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前金払 契約に基づき、金額の確定した債務に対し、契約相手方の給付完了前に確定金額の一定割合を支払うことをいう。
- (2) 概算払 契約に基づき、金額未確定の債務に対し、契約相手方の給付完了前に一定割合による概算金額をもって支払うことをいう。
- (3) 前金払等 前金払及び概算払をいう。
- (4) 前払金 前金払等による支払金をいう。

3 前金払等の実施

分任支出負担行為担当官（以下「分支担当官」という。）は、当該経費の性質上、前金又は概算をもって支払をしなければ契約の完全な履行の確保が困難となり事務に支障を来すおそれがあると判断した場合に前金払等を実施することができる。

4 前金払等の金額及び時期

- (1) 前金払等を実施することができる金額は、次に定めるとおりとする。
 - ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第57条第1号に規定する経費に係る品目（以下「輸入品」という。）の代価にあつては、C I F 価格又はC & F 価格につき当該価格以内の金額。ただし、それらの価格が15,000ドル以上の場合に限る。
 - イ 予決令第57条第8号に規定する委託費並びに予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第2号の2及び同条第4号に規定する経費に係る品目（以下「国産品」という。）の代価にあつては、予決令第57条若しくは第58条ただし書又は臨時特例第4条の規定により財務大臣と協議が整った範囲及び割合以内の金額
- (2) 前金払等を実施することができる時期は、次に定めるとおりとする。
 - ア 輸入品の代価にあつては、T/T払（外国製造業者の要求に係る前払金を電信送金により支払う場合をいう。）を行うとき若しくはB/L払（船荷証券及び

航空貨物運送状並びに貨物売渡証書により支払う場合をいう。)を行うとき、又はそれらを併用して行うとき。

イ 委託費及び国産品の代価にあつては、予決令第57条若しくは第58条ただし書又は臨時特例第4条の規定により財務大臣と協議が整った後

5 前金払等の担保

(1) 訓令第8条ただし書に規定する前金払等の担保を免除することができる場合の基準は、契約相手方として選定しようとする者が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

ア 資本金が1億円を超えること。

イ 過去5か年にわたり継続して契約履行の実績があること。

ウ 直前決算において繰越欠損金を計上していないこと。

エ 直前2か年にわたり継続して株式の配当を行っていること。

(2) 前号に規定する免除の要件を満たさない場合であっても、特に信用確実な者であり、契約の性質等により当該年度において担保の提供を必要としないことについて分支担官の承認を受けたときには、当該担保の提供を免除することができる。

6 前金払等実施計画書の作成

分支担官は、前金払等を実施する際には、示達内訳書、調達要求書等に基づき、前金払等を実施する契約ごとに前金払等実施計画書を作成するものとする。ただし、輸入品の契約については、この限りではない。

7 条件の明示

分支担官は、一般競争契約にあつては公告の際に、指名競争契約にあつては入札参加者に入札条件等を通知する際に、また、随意契約にあつては見積書の提出を求める際に、前金払等を実施することができる条件を明示しなければならない。

なお、契約締結に先立って、当該契約相手方から次の書類のうち必要なものを提出させるものとする。

(1) 前金払等を必要とする理由書

(2) 前払金の使用計画書

(3) 契約物品の納入予定表

8 特約条項の約定

分支担官は、前金払等を実施する契約を締結しようとする場合は、次の各号に掲げる事項のうち、必要な事項を特約条項として約定するものとする。

(1) 前払金の額

(2) 請求方法に関する事項

(3) 担保に関する事項

(4) 支払方法及び預託に関する事項

- (5) 目的外使用の禁止に関する事項
- (6) 調査に関する事項
- (7) 精算方法に関する事項
- (8) 契約変更又は解除による前払金の返納に関する事項
- (9) 前払金の担保の返還及び取立てに関する事項
- (10) その他必要な事項

9 前金払の請求及び支払

- (1) 分支担官は、訓令第11条に基づき契約相手方が前金払等の申請を行うときは、次の各号に掲げる書類のうち必要と判断するものについて提出させるものとする。
 - ア 前金払等申請書
 - イ 前金払等担保提出書
 - ウ 前金払等に伴う債務の弁済に関する連帯保証状
 - エ 前金払等の使途の明細を記載した書類
 - オ 前金払等担保受領書
 - カ その他必要な書類
- (2) 前払金の支払は、前号に定める契約相手方から提出された書類に異状がないことを確認後、速やかに実施するものとする。
- (3) 担保及び前金払等に伴う債務の弁済に関する連帯保証状は、その保管を歳入歳出外現金出納官吏に依頼し、前払金の精算完了後、契約相手方に返納するものとする。

10 前金払等における調整

分支担官は、訓令第7条に基づき前金払等をしようとする契約においては、契約相手方の前払金の使途、資金繰の状況等を考慮し、前金払等をしない場合との差異を明らかにして所要の調整を行うものとする。ただし、輸入品の契約については、この限りでない。

11 調整計算の方法

- (1) 調整計算は、前金払等を実施しない条件で算定した計算価格から、次項の規定により計算する調整額を控除するものとする。
- (2) 前号に規定するほか、前払金の使途により、各関連計算項目において個別に前項に定める調整計算ができる場合は、その方法によることができるものとする。

12 調整額の計算

前金払等をする場合の調整額の計算は、次によるものとする。

- (1) 調整額＝（前払金の額×調整率（年利）×期間／365）－金融機関保証料
- (2) 調整率は、全産業又は当該事業が属する業種における平均実績金利若しくは別途通知される調整率とする。
- (3) 調整計算対象期間は、契約予定相手方又は契約相手方の申請等を考慮し、次のい

ずれかを適用する。

ア 支払の日の翌日から調達物品等が納入される日までの期間とし、納入する日が明確できない場合は、納期までとする。

イ 支払の日の翌日から前払金の精算日までとする。

- (4) 金融機関保証料は、実費額を適用する。その際、計算の過程において調整額が負の金額にならないように留意する。また、金融機関保証状を担保にしないときは、金融機関保証料を差し引かない。

13 前払金の精算

前払金の精算は、契約相手方の申請等を考慮し、次の各号に掲げるところにより実施する。

- (1) 部分払を実施しない契約については、対価の支払に前払金を充当した後、精算するものとする。
- (2) 部分払をするときは、次のいずれかによる。

ア 前払金の総額に既納部分又は既済部分の金額と、契約金額との比率を乗じて得た金額を既納部分又は既済部分に対する部分払の金額に充当するものとする。

イ 前払金を部分払金額に充当し、前払金を精算した後、残額の支払をするものとする。ただし、部分払金額が前払金に満たないときは、部分払金額が前払金に達するまで順次充当する方法により精算するものとする。

14 委任規定

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、補給本部長が定めるものとする。